長岡市の土木工事関係書類の簡素化について

新潟県は、平成25年3月19日に土木工事書類の明確化と簡素化を公表し、平成25年4月1日以降入札の工事から実施しています。

長岡市においても、平成 25 年 3 月 15 日以降、新潟県が公表した「工事書類作成マニュアル (受注者編)」(以下「県マニュアル」といいます。)を下記のとおり準用しており、このたび簡素化をする少額工事の対象額について、見直しを行うこととしました。対象額、適用時期は下記のとおりです。

記

1 適用

長岡市及び長岡市水道局が発注する工事で新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事書類の作成

2 適用対象工事

令和4年3月1日以降に当初契約を締結した工事から適用します。 (令和3年度経済対策工事及び令和4年度以降の工事を対象とするもの)

- 3 県マニュアルを適用しない内容
 - (1) 長岡市が特に別に定めているものは、長岡市の規定を適用します。
 - 例)提出書類書式、特記仕様書の内容、CORINS 登録対象金額、下請通知要領に よるもの等
 - (2) 長岡市が実施していない制度に係る内容 電子協議・電子納品関係、VE 提案関係
 - (3) 簡素化をする少額工事の対象額 長岡市の少額工事の対象額については、当初請負金額が500万円未満の工事を 対象とします。
- 4 問い合わせ先

長岡市財務部契約検査課 工事検査担当 0258(39)2210